

博士論文の要旨及び審査結果の要旨

氏名 LI Ying
学位 博士(学術)
学位記番号 新大院博(学)第102号
学位授与の日付 令和3年3月23日
学位授与の要件 学位規則第3条第3項該当
博士論文名 日清戦争開戦における両国政府政策決定過程の研究

論文審査委員
主査教授 真水 康樹
副査教授 稲吉 晃
副査教授 神田 豊隆
副査 大阪経済法科大学 教授 伍躍
副査 フェリス女学院大学 准教授 新城道彦

博士論文の要旨

本論文は日清戦争の開戦過程に焦点をあて、その過程における重要な政策決定に注目し、それぞれの決定における中央政府およびその管轄機関の制度と機能、さらにアクターの判断とアクター間の相互作用を中心にして分析したものであり、以下の5章からなっている。

第1章では清朝中央権力の変遷が制度とその機能を中心に考察されている。研究対象である清末には、統治権力の頂点に位置する皇帝の上に、垂簾聴政をおこなった皇太后が君臨し、皇帝の一族たる親王も大きな権限を持っていた。また清末になると、地方では総督・巡撫などの権限がさらに拡大し督撫重権と呼ばれる状況があった。こうした近代国家へ向かう過渡期の統治形態の中であって、直隸総督・北洋通商大臣・内閣大学士を兼務した李鴻章が対朝鮮・対日本外交を担当していた。本章では主に清朝側の主要なアクターであった李鴻章の地位を制度と機能の面から考察し、その政治権力のリソースについて検討している。

第2章は日清両国における朝鮮出兵の政策決定過程が分析されている。この時点で李鴻章は日清開戦になることを意識していなかったが、日本側が朝鮮での対清作戦を意識していたのか否かについては複数の可能性を考えうる。日本の先行出兵を決定したのは内閣であり、伊藤首相と陸奥外相を軸にして政策決定がリードされていた。清朝の場合は、李鴻章が対朝鮮外交を管轄するとともに、北洋陸海軍の最高指導者を兼ねていたため、軍事的な政策決定も主導していた(もともと、清朝のすべての軍事力に対する指揮権ではない)。

第3章では主に、「内政改革」案をめぐる朝鮮政府の対応が中心的に考察されている。日本政府は6月15日に日本が単独で朝鮮の内政改革を推進することを陸奥外相が提案し、閣議で採択された。これにより日本の対清開戦方針は明確になる。李鴻章は日本の意図を疑い、内政改革を拒否し、即時撤兵を考えていたが、対抗増兵を行わなかった。一方、予想どおりに清朝が内政改革を拒否する返答が返ってくると、6月22日の御前会議で「第一次絶交書」と第二次部隊の輸送が決定された。日本は朝鮮に対し内政改革を強く求めたが、朝鮮政府は清朝政府とも連絡をとりながら強く抵抗することになった。この抵抗は王宮占領事件と日清開戦に連なっていくことになる。

第4章では列国による調停とその挫折について考察されている。戦争の阻止に向けた列国の調停活動は6月25日過ぎから活発化する。李鴻章は国際調停という手段によって日本を撤兵させる避戦外交を取っていた。正式に調停の要請に応じたのは露国と英国であったが、結果的には調停は失敗し、日本は交渉の決裂を宣告し、7月12日に清朝に「第二次絶交書」の交付を決定するに至る。露国と英国は最初の強い姿勢を少しずつ転換していったが、この変化は李鴻章の戦争準備にネガティブな影響をあたえることとなった。

第5章では主に日清開戦局面における清朝政府の政策決定過程を考察しているが、同時に日本政府の決定にも分析が行われている。清朝政府の内部では、光緒帝・翁同龢を中心とした開戦派と李鴻章・總理衙門を中心とした避戦派の二つの路線が対立していた。光緒帝は7月15日に諭旨を発し、軍機処で共同会議を開いたが、両派の激しい争論の末、18日に平和交渉を進める一方で戦争準備を行なうという結論に至る。7月23日に日本が朝鮮王宮を包囲し清軍の駆逐を求めたことを大きな転換点として、25日に豊島沖での海戦が発生し、結局開戦にいたることになった。本章では、宣戦布告に至る双方の重要決定について考察されている。

審査結果の要旨

本論文は政策決定に関する制度とその機能の観点から、日清戦争開戦期の日本と清朝の政策決定過程に注目し、日清両国の統治機構の近代化の程度の違いを視野に入れながら、開戦に至るプロセスを、政策決定そのものと政策決定の制度化の違いに注目しつつ考察したものである。その意味では、制度と機能という具体的なレベルでの研究であると同時に、政策決定の要所を特に取り出しその核を捉えようとすることで、政策決定過程の研究に純化した性格を持っている。

日清戦争においては、日本政府、および、清朝政府の政策決定が主要なものとなる。日本における研究では、内閣を中心とした開戦過程の研究は極めて充実しているが、清朝の政策

決定研究については、日清戦争そのものを対象にしたものは決して豊富とは言えない。また、日本に限らず中国の研究においても、この戦争における朝鮮政府の役割については、日本や清朝からのアプローチに対応するだけの受け身的な扱いにとどまっており、朝鮮政府が開戦過程において主体的に果たした役割は十分に検討されているとは言い難い。また、開戦過程において、露国や英国の調停も開戦プロセスに大きな影響をあたえている。本論文は、朝鮮政府や露国・英国の政策決定については、用いている資料に限界はあるものの、日本政府と清朝政府に視点を限定しがちな考察を相対化し、朝鮮政府、露国政府・露国公使館、英国政府・英国公使館の動向の違いまでも視野に入れることで、多くの政策決定主体における制度と機能およびそれらの間の相互作用を捉え、日清開戦の政策決定プロセスを可能な限り多角的に分析しようと試みたという意義を持つものである。それは、十分に熟し切れなくても、政策決定過程の二国間にとどまらない複合的な研究の意義を改めて強調するものとなっている。

第1章では、清末における清朝の政策決定の大枠的な制度と機能が明らかにされる一方で、総理衙門に加え、「南北洋大臣」制、「督撫重権」を背景とした直隸総督の機能などが明らかにされ、本研究において最重要なアクターである李鴻章の権力リソースが明らかにされている。

第2章では、日本の内閣・駐朝鮮公使とその職位にかかわる主要アクター、清朝の総理衙門、直隸総督兼北洋大臣、駐劄総理朝鮮交渉通商事宜とそれらの職位にかかわる主要アクターの権限と決定に注目しながら、両国の朝鮮出兵の政策決定過程が比較可能な形で分析されている。職位の名称一つとっても、日本の制度が近代的様相を帯びているのに対し、清朝のものは古色蒼然とした観が否めないことは措くとしても、日本において決定が基本的に閣議に集約されるのに対し、清朝の場合は多分に属人的な決定になっていることが見て取れる。

第3章では、朝鮮政府の政策決定が制度と機能の面から論じられている。検討対象となった時期は前章の朝鮮出兵の時期から、日清開戦プロセスの時期におよぶ。朝鮮政府が単に受け身だけではなく、外圧に対して主体的な選択と決定に及ぶ点、また、朝鮮政府と清朝政府の状況認識と対応策の協議や協力にも視点がおよんでいる点で、多角的な分析になっている。他方、この時期の朝鮮の政策決定層には多様な勢力が存在したものの、清朝に好意的な勢力のみに視点が限定されているという限界は指摘されねばならない。

第4章では、露国と英国による調停が、やはり制度を軸にしながら検討されている。単に本国と現地という関係だけではなく、英国外務省と北京に置かれた駐清公使、駐日公使、天津の駐清領事、また、露国外務省と北京に置かれた在清公使、在日公使、在朝鮮代理公使それぞれの立場の違いにも分析は及んでいる。調停自体は成果をあげられないわけであるが、そこに至るプロセスが、日本・清朝の担当者も含めて多角的に考察されている点は評価するこ

とができよう。

第5章では、最後の宣戦布告にいたるプロセスが、皇帝、総理衙門、直隸総督兼北洋大臣などの職位とその職位にあるアクター間の相互作用として描かれている。日本側の政策決定は通奏底音として言及されるにとどまるが、清朝の政策決定プロセスと十分に共鳴している。

以上、LI Ying 李穎の博士論文「日清戦争開戦における両国政府政策決定過程の研究」は、朝鮮出兵から開戦にいたる日清戦争開戦という限られた期間における日清両国政府の政策決定過程を、制度と機能の観点に立ちながら、朝鮮政府や露国、英国の動向も視野に入れつつ複眼的に考察した論文として評価できる。その際、明治維新を経験した日本政府の意思決定が制度化された近代的性格を持つのに対し、清朝政府が極めて前近代的な制度のなかで決定をおこなっている点が比較制度的に検討されている点が特に評価される。また、避戦外交における李鴻章の役割の分析は特に優れた点である。もちろん、朝鮮政府や露国、英国についての分析が極めて限られた先行研究に依拠しており用いている資料の制約も大きい点、香港や台湾など大陸以外の中国語圏また欧米の研究が十分に活用されていない点などで、なお不十分な点があることは確かである。しかしながら、日清戦争開戦に影響をあたえ得た多くの主要な政府・その管轄機関（在外公館を含む）の制度と機能を考察の対象とし、それらの間の相互作用を含めて、漏れのない多角的な分析視点に立って、最も主要な決定主体である日本政府と清朝政府について、それぞれの制度と機能をもとにアクターの行為を分析し政策決定の核を捉えようと試みているという点で、問題意識の一貫性は評価されるべきであり、その基礎となる各章の分析も周到である。それを支えた広範な資料収集とその解読に費やされた努力も十分に評価することができよう。

なお、本論文は歴史事象に対する再検証の作業を多く含んでおり、さらに外交史的な内容を含みつつも、分析の中心は政策決定という政治学の原論的部分を扱っており、複数のディシプリンに依拠している。そのことから、本論文は、博士（学術）の学位を授与することが適切であると判断した。

以上の審査結果から、本論文は博士（学術）論文としての水準に十分に達していると評価することができるというのが、本論文審査委員会の一致した結論である。